

「指定道路の廃止」申請手続きに必要な書類

■下記の必要書類を正副合計2部（副本は正本の写しで可）提出ください。

※各様式はホームページよりダウンロードすることができます。

No.	必 要 書 類	備 考
1	道路の位置指定等申請書	・申請者は原則として土地所有者
2	指定道路台帳図の写し	・廃止する指定道路の台帳図 ・ホームページよりダウンロード（無料）、 又は市役所2階道路確認担当課窓口で請求 （1件300円） ・申請箇所を朱書きで明記
3	指定道路台帳図（図面） ※指定道路台帳図1（A4）と 指定道路台帳図2（A3）の2枚組	・1路線全部廃止の場合は不要 ・図枠の様式はホームページよりダウンロード ・ホームページの作図例を参照 ・指定道路台帳図2はデータ（CAD（p21形式） とPDF）を提出 提出先アドレス：s-douro@city.sapporo.jp ※メール本文に使用CAD名を記載
4	指定道路の廃止承諾書	・印鑑登録証明書の印鑑を押印 ・廃止申請地番の土地全部事項証明書〔甲区欄〕 に記載の全権利者 ・承諾を必要とする土地・建物全部事項証明書 〔甲区欄〕に記載の全権利者 ・道路の管理者 ・権利者死亡の場合は、法定相続人全員の承諾 が必要（権利会社倒産等の場合は代表清算人等の承諾）
5	土地・建物全部事項証明書〔甲区欄〕 ・住民票、戸籍の付票、町名変更等 ・評価証明等（固定資産） ・戸籍全部事項証明書等	・承諾の対象となる土地や建物及び工作物 ・権利者住所が印鑑登録証明書の住所と一致し ない場合、これらがつながる書類 ・建物所有権が未登記物件の場合 ・権利者死亡の場合、法定相続人が確認できる もの
6	印鑑登録証明書 ・法人は、さらに現在事項全部証明 書又は代表者事項証明書	・承諾書に押印された印鑑全て ・印鑑登録証明書は原本を提出
7	関係隣接者への連絡通知報告書	・変更する道路に接する土地の土地・建物全部 全部事項証明書〔甲区欄〕に記載の全権利者
8	土地・建物全部事項証明書〔甲区欄〕	・連絡通知を必要とする土地・建物
9	地積測量図	・廃止申請地番 ・申請箇所を朱書きで明記
10	公図（地図）	・廃止申請地番 ・申請箇所を朱書きで明記
※注意事項 ・土地全部事項証明書、地積測量図、公図及び法人の各種証明書等は、法務局発行のものか、インターネットより取得したものとする。 ・書類は全て、発行日（表示年月日）が3ヵ月以内のものとする。 ・印鑑登録証明書以外の提出書類は、原本還付が可能。 ・標準処理期間は10日間とする。		